

理　由　書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、行田都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したもので

I. 行田都市計画区域における位置等

行田都市計画区域は、都心から約60km圏、埼玉県の北部に位置しています。

また、行田都市計画区域に含まれる土地の区域は、行田市の行政区域の全域です。

【3・3・2号国道125号行田バイパス】

本路線は、熊谷市境を起点とし、羽生市に至る延長約7,500m、幅員23.5mの幹線街路です。

【3・4・7号行田北口通荒木線】

本路線は、大字皿尾を起点として、市の中心部地域を横断し、羽生市に至る延長約5,170m、幅員16mの幹線街路です。

【3・5・11号行田駅通古墳群線】

本路線は、3・6・13号行田市駅前通北谷線を起点とし、大字埼玉に至る延長約2,880m、幅員12mの幹線街路です。

【3・5・14号常盤通佐間線】

本路線は、3・3・2号国道125号行田バイパスを起点として、市の中心市街地を縦断し、3・4・6号昭和通線に至る延長約3,400m、幅員12mの幹線街路です。

II. 変更理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。

指針に基づき、都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、「3・4・7号行田北口通荒木線」について、周辺の土地区画整理事業の中止など、まちづくり将来像の変化に伴い、周辺道路が本路線の交通機能の代替を果たすことから、一部区間を廃止するとともに名称を変更するものです。

このことに伴い、交差する「3・5・14号常盤通佐間線」について、右折帯及び隅切りが不要となることから、一部区域を変更するものです。

また、「3・3・2号国道125号行田バイパス」について、接続する「3・4・6号昭和通線」の一部区間の廃止（市決定）に伴い、一部区域を変更し、「3・5・11号行田駅通古墳群線」について、現状に則した名称に変更するものです。

III. 変更の内容

名 称	延 長	車線数	幅員	内 容
3・3・2 号国道 125 号行田バイパス	約 7,500m	4 車線 (一)	23.5m	・一部区域の変更 ・車線数の決定
3・5・7 号長野荒木線 (3・4・7 号行田北口通荒木線)	約 1,880m (約 5,170m)	2 車線 (一)	12m (16m)	・一部区間の廃止 ・名称の変更 ・車線数の決定
3・5・11 号行田市駅通古墳群線 (3・5・11 号行田駅通古墳群線)	約 2,880m	2 車線 (一)	12m	・名称の変更 ・車線数の決定
3・5・14 号常盤通佐間線	約 3,400m	2 車線 (一)	12m	・一部区域の変更 ・車線数の決定

カッコ内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路（行田市決定）
- ②用途地域（行田市決定）
- ③特別用途地区（行田市決定）
- ④防火地域及び準防火地域（行田市決定）